

5第20号陳情 指定管理者に係る条例の違法条項の改正を求める陳情

受理年月日 令和5年11月24日

陳情者 東京都西多摩郡瑞穂町大字武蔵183-3  
立憲共和党代表 角田 統領

付託する委員会 総務委員会

陳情趣旨

指定管理者に係る条例の違法条項の改正を求める。

陳情原因

1 地方自治法第153条第2項に、次の規定がある。

【地方自治法第153条第2項

② 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務の一部をその管理に属する行政庁に委任することができる。】

2 地方自治法第244条の二第3項に、次の規定がある。

【地方自治法（公の施設の設置、管理及び廃止）

第二百四十四条の二 第3項

普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第二百四十四条の四において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。】

3 条例制定については、地方自治法第14条に、次の規定がある。

【地方自治法（条例制定）

第十四条

普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第二条第二項の事務に関し、条例を制定することができる。

2 普通地方公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない。】

4 「行政庁の事務所」については、行政手続法第7条に、次の規定がある。

【行政手続法

## 第七条（申請に対する審査、応答）

行政庁は、申請がその事務所に到達したときは遅滞なく当該申請の審査を開始しなければならない、かつ、申請書の記載事項に不備がないこと、申請書に必要な書類が添付されていること、申請をすることができる期間内にされたものであることその他の法令に定められた申請の形式上の要件に適合しない申請については、速やかに、申請をした者（以下「申請者」という。）に対し相当の期間を定めて当該申請の補正を求め、又は当該申請により求められた許認可等を拒否しなければならない。】

### 5 地方自治法第156条に、次の規定がある。

#### 【地方自治法

第百五十六条 普通地方公共団体の長は、前条第一項に定めるものを除くほか、法律又は条例で定めるところにより、保健所、警察署その他の行政機関を設けるものとする。

② 前項の行政機関の位置、名称及び所管区域は、条例で定める。

③ 第四条第二項の規定は、第一項の行政機関の位置及び所管区域について準用する。

### 6 地方自治法第4条に、次の規定がある。

#### 【地方自治法

第四条 地方公共団体は、その事務所の位置を定め又はこれを変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。

② 前項の事・務所の位置を定め又はこれを変更するに当つては、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならない。】

## 第3 陳情の理由

1 東大和市の各「公の施設」に係る条例において、地方自治法第153条第2項に、「行政庁に委任することができる」旨の「正条」の規定があるが、東大和市の条例において、「指定管理者を行政庁とする」旨の条項がない。

2 東大和市の各「公の施設」に係る、「行政庁の事務所の所在地は、条例で定めなければならない」旨が、地方自治法第156条が準用する同法第4条に定められている。

3 東大和市の各「公の施設」の行政庁の事務所に、申請書を提出する場合、行政手続法第7条で「行政庁は、申請がその事務所に到達したときは遅滞なく当該申請の審査を開始しなければならない」と規定されているが、東大和市の各「公の施設」の行政庁の事務所の所在が不明であり、権利が侵害されている。

4 地方自治法第244条の2第3項には「委任」の「正条」がない。